

令和3年5月

被保険者 各位

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
理事長 伊地知博史

令和3年度特定健康診査の受診について

平素は本組合の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、40歳以上74歳以下の方々につきまして、「特定健康診査」を実施することが保険者に対して義務付けられております。

封書宛名の方が特定健康診査の対象者となりますので、別紙の日程表をご参照の上、受診くださいますようお願いいたします。

なお、特定健康診査の検査必須項目は下記の通りとなり、費用につきましては本組合にて負担いたします。但し、検査必須項目に1項目でも欠落がある場合は、全額実費負担*となりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

(※妊娠により腹囲等の必須項目が受診できない場合はこの限りではありません。また、後日、健診日以前まで遡って被保険者資格を喪失された場合も、費用は全額実費負担となります。)

【検査必須項目】(無料)

- 身長・体重・腹囲
- 血圧測定
- 尿検査(糖・蛋白・潜血)
- 問診(特定健康診査項目)
- 診察
- 血液検査
(肝機能検査・B型肝炎ウイルス・脂質・痛風・腎機能・膵臓・糖尿病・末梢血一般)

本組合では、組合員及び家族の特定健診の検査項目はともに上記【検査必須項目】の通りですが、組合員については、このほか労働安全衛生法に基づく健診項目(無料)が追加されます。

また実費負担となりますが、がん検診等のオプション検査が充実しました。是非ご利用ください。

毎年特定健診を受けて 健康寿命を延ばしましょう！

「特定健康診査」「特定保健指導」とは、メタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するものです。

特定健診・特定保健指導を受けるメリット

①生活習慣病の予防と早期発見

- 生活習慣病は自覚症状が表れにくいですが、心筋梗塞など命に関わる重大な病気を引き起こす恐れがあります。定期的な受診が、生活習慣病の予防と早期発見に繋がります。また、当組合では特定健診と一緒にがん検診も受けることができます。

②将来の医療費を抑える

- 生活習慣病が重症化すると、医療費が増大し、将来、家計を圧迫する可能性があります。病気を予防、早期発見することが未来の自分が支払う医療費を抑えることに繋がります。

③専属保健師による健康相談を利用できる

- 特定保健指導とは別に、健診受診者を対象とした組合専属保健師による保健相談等を行っています。対象者へ直接連絡をいたしますので、是非この機会をご活用ください。(特定保健指導は健診委託機関が担当します。)

④所属支部へのインセンティブ補助金

- 当組合では、各支部の特定健診・特定保健指導の実施率等を評価し、その評価に基づいて「保健増進事業補助金」を支給しています。

⑤保険料の引き下げに繋がる

- 特定健診・特定保健指導の受診者が増え、被保険者が健康になることで、前期高齢者納付金(組合が国へ支払う拠出金)の抑制や医療費の適正化がなされ、保険料引き下げに繋がります。



健診当日に特定保健指導初回面談を受けた方へ

クオカード **1,000 円分** を **プレゼント**

健診当日、特定保健指導対象者と判定された方は、その場で特定保健指導の初回面談を受けることができます(一部健診会場を除く)。面談は15～30分程度で済み、後日改めて面談の機会を設ける手間を省くことができます。

対象者の方には担当者よりご案内いたしますので、ぜひご利用ください。ご利用いただいた方には、クオカード 1,000 円分をプレゼントいたします。